

# コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日：2024年9月27日

三興商事株式会社

代表取締役社長 森藤恵二

問合せ先： 管理部 054-283-1181

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、内部監査等の機能強化を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本投資ファンド第1号投資事業有限責任組合	168,000	70.00
鳩居 行雅	28,700	11.95
森藤 恵二	24,000	10.00
鈴木 利明	19,200	8.00
株式会社アイクス	100	0.04

支配株主名	日本投資ファンド第1号投資事業有限責任組合
-------	-----------------------

親会社名	なし
------	----

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	6月

業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引はありませんが、取引が発生する場合は、当該取引条件を一般の取引条件と比較検討を行い決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。
関連当事者取引については取締役会の承認を必要としており、関連当事者取引を取締役会が適時適切に把握し、少数株主の利益を毀損する取引を排除する体制を構築しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
加納 恒典	他の会社の出身者										
岡崎 俊亮	他の会社の出身者										
貝瀬 和人	他の会社の出身者										
渋谷 慧佑	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足 説明	選任の理由
加納 恒典	—	—	株式会社日本投資ファンドに所属し、他の資本提携先でも社外取締役を歴任しております。その高い見識や経験に基づき、経営全般への助言、業務執行に対する監督等の適切な役割を果たすことができるものと判断し選任しております。
岡崎 俊亮	—	—	株式会社日本投資ファンドに所属し、他の資本提携先でも社外取締役を歴任しております。その高い見識や経験に基づき、経営全般への助言、業務執行に対する監督等の適切な役割を果たすことができるものと判断し選任しております。
貝瀬 和人	—	—	株式会社日本投資ファンドに所属し、他の資本提携先でも社外取締役を歴任しております。その高い見識や経験に基づき、経営全般への助言、業務執行に対する監督

			等の適切な役割を果たすことができるものと判断し選任しております。
渋谷 慧佑	—	—	株式会社日本投資ファンドに所属し、他の資本提携先でも企業成長を提案、実行支援に携わっております。その高い見識や経験に基づき、経営全般への助言、業務執行に対する監督等の適切な役割を果たすことができるものと判断し選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び監査法人は、定期的に、また必要に応じて隨時会合を開催しております。各々の監査計画、監査結果等に関して適宜情報交換を行い、相互に連携を深め意見交換を行うことで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。
---

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐久間 文英	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足 説明	選任の理由
佐久間 文英	—	—	金融機関における業務経験及び企業経営経験を活かした適正な監査を期待し、より独立した立場から監査の実効性を確保するため社外監査役として適任であると判断し選任しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。
-------------

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策 の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

#### 【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える取締役が存在していないため、個別の報酬開示は行っておりません。
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額の決定については定時株主総会でその総額を決議しており、各取締役の報酬額は取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、取締役会をはじめとする重要会議の資料を事前に送付するとともに、必要に応じ個別説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(企業統治の体制の内容)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、8名の取締役で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び取締役会規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されています。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して適宜必要な意見を述べるとともに、取締役の職務執行を監査しております。

(3) 会計監査

当社はときわ監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年6月期において監査を執行した公認会計士は浦田潤一氏、河俣貴之氏2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(4) 内部監査及び監査役の状況

内部監査は、代表取締役社長の直轄機能として、被監査部門からの独立性を確保しながら、営業・管理両面から、業務運営上のリスクにフォーカスした監査を実施しております。年度の初めに、その年度の監査計画を立案し、それに基づき監査を実施したうえ、報告書を取りまとめ、社長に報告するプロセスを経ます。そのうえで、社長名による改善指示書を被監査部門へ交付し、フィードバックを行います。さらに被監査部門では、それに基づき改善を進め、改善状況について代表取締役社長宛に報告します。

一方、監査役監査では、コーポレート・ガバナンス体制の実効性維持・向上のため、取締役に対する監視・監督を行い、必要に応じて、各種の報告請求や調査を行うことにより、経営層の牽制を行つ

ております。

各担当において監視・監督を行いつつ、内部監査、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものにしています。

#### (5) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く）及び監査役との間に、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

## III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

### 2. IRに関する活動状況

補足説明	
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部にて対応しております。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程により、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時・適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針です。

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会規程、業務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。また、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であることから、コンプライアンス管理規程を定め、啓蒙活動を行っております。

##### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

###### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応をとることを周知徹底しております。

###### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力排除規程」を制定し、所管部署は管理部として、運用を行っております。具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い事前にチェックを行うと共に年1回全取引先及び全役職員のチェックを行います。また、取引先との間で締結する契約書において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の条項を盛り込んでおります。

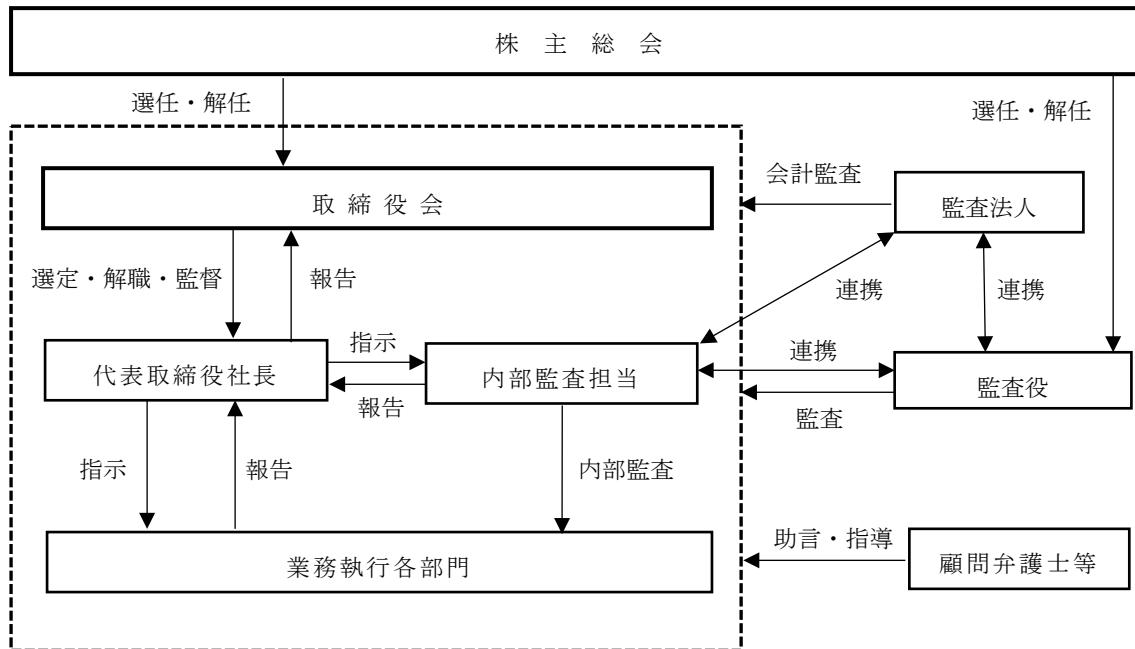
#### V. その他

##### 1. 買収防衛策導入の有無

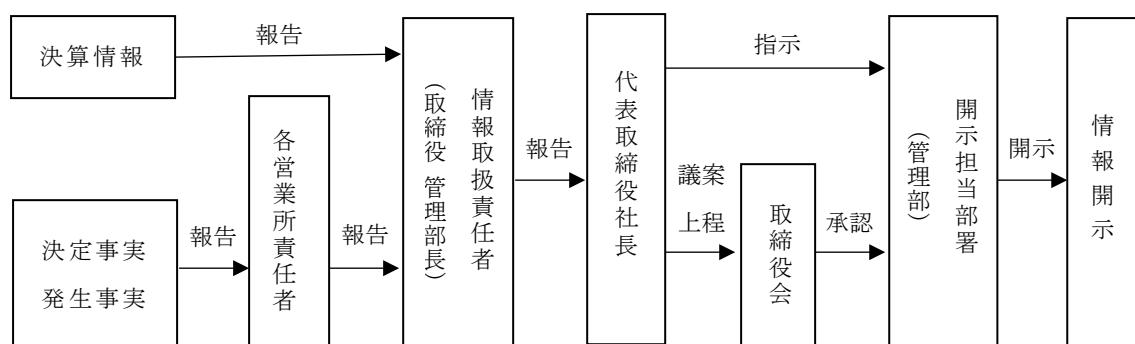
買収防衛策導入	なし
---------	----

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### (1) 模式図



### (2) 適時開示体制の概要



以上